

令和6年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和6年9月5日（木曜日）

○日時 令和6年9月5日 午前10時04分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第5号 報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について
3. 市町村議会における「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」提出要請
4. 次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書提出要請（6.6.20 継続審査）
5. 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出要請（6.6.20 継続審査）
6. 秋季視察について
7. 網走海浜サケ・マス釣りルールに係るパブリックコメントの結果について

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（7名）

金兵智則
栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
農林課長	古田孝仁
農林水産部参事	江口優一
水産漁港課長	渡部貴聰
観光課長	井上博登
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	田端光雄
観光商工部参事	野口公希
建築課長	小原功
都市整備課長	村上雅彦

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

午前10時04分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案2件、要請3件について審査をいたします。

進行についてですが、まず、農林水産部関係分の議案について審査後、理事者を入替えます。

その後、観光商工部、建設港湾部関係分の議案について審査をします。

議案の審査が終わりましたら要請を審査し、終わりましたら秋季視察について協議をいたします。

それでは、まず初めに、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、農業振興費、麦・大豆生産技術向上事業補助金について説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 それでは、議案資料1号の4ページを御覧願います。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、農業振興費、麦・大豆生産技術向上事業補助金の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

す。

1の補正の理由及び内容でございますが、農業者団体が行います小麦、大豆の生産性向上を図る農業機械の導入を支援するための補助金の追加でございます。

補助内容は、5ページの3.事業実施主体別内訳表に記載のとおりでございます。

対象となる作物は、小麦、大豆で、支援対象者は、3つの機械利用組合と1つの農事組合法人の計4件でございます。

それぞれ取組内容は、適期収穫、スマート農業技術の導入割合の増加、作付面積拡大を図るためにを行いますコンバインなどの導入でございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出及び(2)歳入ともに8,703万8,000円を新たに追加補正するもので、財源は全額が道補助金でございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

○深津晴江委員 確認させていただきたいと思います。

補助金を使いまして、コンバインなどを購入した場合、どの程度、生産性向上が見込まれるのかの予測などがありましたら、お示ください。

○古田孝仁農林課長 導入する団体におきましては、それぞれ目標を設定しておりますが、1つの団体で言いますと、スマート技術の導入の割合の増加という部分で言いますと、現在、導入しておりませんが、今回、導入することによって小麦の収穫面積に対しまして55.23%の面積をスマート農業技術を活用して行うですとか、違う団体であります。現在、スマート技術を導入した割合が0%でございますが、こちらも小麦の収穫面積を令和9年度は、全ての収穫においてスマート技術を導入した作業を行うというような目標を掲げて申請をしている内容でございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議案第1号中、農業振興費、産地パワーアップ機械導入事業補助金について説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 続きまして、資料の6ページを御覧願います。

農業振興費、産地パワーアップ機械導入事業補助金の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

す。

1の補正の理由及び内容でございますが、農業者団体が、小麦の生産を拡大するために行います農業機械の導入を支援するための補助金の追加でございます。

補助内容は、3.事業実施主体別内訳表に記載のとおりでございます。

対象となる作物は小麦で、支援対象者は2つの機械利用組合でございます。

それぞれ取り組む内容は、適期収穫、スマート農業技術の導入割合の増加、作付面積の拡大を行うためにを行いますコンバインの導入でございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出及び(2)歳入ともに5,614万5,000円を新たに追加補正するもので、財源は全額が道補助金でございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと伺いたいのは、先ほどの小麦、大豆の生産向上というものがあって、それも道補助金ということでありましたが、今回、産地パワーアップとの違いというのは、どんなところなのでしょう。

○佐藤岳郎農林水産部長 ただいま御質問のありました事業の違いということでもありますけれども、農林水産省の事業の区分といたしましては、小麦と大豆の国産化の推進ということで、同じ目的の事業となっておりますけれども、最初の麦・大豆の生産技術向上事業については、麦と大豆がですね、御承知のとおり輸入依存度の高い作物であるということがあったのですけれども、ロシア、ウクライナの情勢をはじめとする国際情勢が変化をしたということで、この国産の麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっているということで、ソフト・ハード両面で支援をして、この麦と大豆の生産基盤を強化するという目的での事業となっております。

一方で、この産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、従来からある事業となっておりますけれども、これの補正で追加となっているものですが、同じ国産のシェアの拡大というふうにはなっているのですけれども、TPP関連というふうに私どもは認識しているところでございます。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 確認をさせていただきたいので

すが、先ほどの事業もそうですが、今回のこの機械というのは、今、コンバインがあると思うのですが、新たに買うということなのですね、これ新規ですから。それか例えばですね、更新時期が来ているので、それだったらいいほうにレベルアップしてグレードアップしたやつを入れようかという内容なのか、その辺はどうなんでしょう。あまりコンバインの台数があっても大変だと思うのですが、その辺の管理というのは。

○古田孝仁農林課長 今回の導入につきましては、更新という形になりますが、それは偶然なのか、補助金のタイミングもありますが、それと更新の時期が重なったというようなことで理解をしているところでございます。

○山田庫司郎委員 理解させていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第5号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 議案資料2号、20ページを御覧願います。

議案第5号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1. 趣旨でございますが、報酬職員給与条例でございます鳥獣被害対策実施隊員の報酬を改定するとともに、同条例に熊駆除推進員を掲げるため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、別表（第1条、第3条、第4条関係）の旧の項のうち、職名の欄で、現行の鳥獣被害対策実施隊員に熊駆除推進員を追加することと、報酬額の欄で、現行の6,000円を市長の定める額に改正するものでございます。

3. 施行期日でございますが、令和6年10月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 熊対策、網走市でも時々見られていますので、それに向けて対策をしていく、熊駆除推進員をつくっていくというのは大変必要かと思えますので、基本的にはぜひ進めていただければというふうに思うのですが、報酬額の改定案が6,000円だったものが市長の定める額というふうになっていますが、なぜこうなったのかというところを教えてください。

○古田孝仁農林課長 熊駆除推進員の部分でございますが、こちらにつきましては、これまでも組織がございまして、報酬のほうも支払っておりました。そちらにつきましては、今回、改定を上程させていただいている報酬職員給与条例の一番最後にあるその他の部分で取扱いをしていたところでございます。

今回ですね、熊駆除が全道的に、全国的にもいろいろと注目を浴びる中で、有害鳥獣に従事する方の精神的な負担ですとか、肉体的な負担などいろいろ増えてきているという状況でありますので、その辺の位置づけをしっかりとするのも踏まえながらですね、今回、改正するところでございます。

金額につきましては、6,000円の部分については、鳥獣被害対策実施隊員の部分が6,000円ということで、熊駆除推進員につきましては、その他ということで市長が定める額ということで運用をしております、これまでは9,700円を報酬として支払っていた、1日当たりですね、という内容でございます。

○深津晴江委員 1日何頭でもということなのですか。そんなにたくさん熊がいても困るのですが、1回の出勤に当たってという額ではないのでしょうか。

○古田孝仁農林課長 1回の出勤に当たりまして、日額9,700円ということで行ってまいりました。

○深津晴江委員 それが市長の定める額と表現が変わっておりますが、それは上限とかはないのですか。あるいは、下限とか何かそういうのがありましたら教えてください。

○古田孝仁農林課長 上限、下限につきましては、ないというふうに認識はしております。それが、市長が定める額という表現でございますが、それは都度ですね、金額につきましては、状況とか猟友会と相談の上、決定させていただく内容ということで整理をしているところでございます。

○深津晴江委員 それはあり得ることなのでしょう

か。その都度違う、もちろん出勤時間ですとか、早朝とか深夜というときも出勤していただくこともあるかとは思ったりしますが、何ら方向性がない中で、市長の定める額っていうところは、市民の理解を得られる表現でしょうか。

○古田孝仁農林課長 現在ですね、今まで9,700円と説明いたしましたのは、令和5年度の話でございまして、今回、改正に伴いまして、金額のほうを1万2,000円にしたいということと併せまして、これまで日額という設定で運用しておりましたが、半日、半日当ということで4時間未満というものも想定しようということで、そちらは4時間未満であれば7,500円、それを超える出勤をお願いした場合は1万2,000円ということで運用をしようと考えております。また、金額につきましては、条例で定めているものもございまして、それがふさわしいとは思いますが、近年の情勢も踏まえつつ、内容につきましては猟友会と適時御相談しながらですね、決めていくような状況にありますので、そちらにつきましては、今回、市長の定める額ということで柔軟に運用できるような形にしたいと我々は思っているところでございます。

○深津晴江委員 4時間未満で7,500円、それ以上だと1万2,000円という今のところの想定、プラスその都度、相談をしていくということなのですが、どういう状況が想定されて上乗せするのか。逆に言うとか、多分これだと報酬額、猟友会の皆様ともこれで了解を得られているのでしょうか。

○古田孝仁農林課長 現在、猟友会とはコミュニケーションを取っているというか、話し合いをしております。今回、御説明させていただいた額につきましても猟友会の事務局とお話をして了承いただいた額となっております。金額につきましては、毎年、年度初めにですね、お話を決めてさせていただいているところでございます。また近年、何というのですかね、物価の高騰によりまして、いろいろな出勤にかかる交通費であったりとか、道具であったりとか、そういうものもどんどん上がっている状況、そうしてまた、先ほども言いましたけれども、肉体的ですとか精神的な負担がいろいろ、撃ったら撃ったでいろいろ言われるとか、そういう中でですね、そういう有償ボランティア的な性質も持っているような活動でございまして、そちらの折り合いがつくような形で円滑に話をまとめていきたいということから、市長の定める額ということで御提案させ

ていただいているところでございます。

○深津晴江委員 今おっしゃられたとおり、大変やはり負担のかかる作業というか業務になっていくかと思っておりますので、私としましてはしっかりそこも踏まえて交通費、物価高、確かにあります。ですので、やはり市民の命を守るためには、熊が出たときには、その対策として網走市がしっかり報酬費を払ってというところで、しっかり金額を決めて、もっと上乗せした形で金額を決めてやっていただければいいのかなというふうに思います。この市長の定める額だと全く、やはり見えません。いかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長 この熊駆除推進員の報酬額の関係ですけれども、私どもとしてはですね、予算を定めるときに猟友会さんと協議をさせていただいて、それでこういう額でどうでしょうかというのを提示させていただいて、向こうからも弾代も上がっているとか、そういったお話もいただいて、今までもですね、その他の項目にはなりますけれども、それで猟友会とも協定書を結んでこの金額について定めてきたところです。

今回も、近隣の自治体も結構見直しが進んでいてですね、今回、1万2,000円にした背景というのも、やはり周りの自治体、近隣の5団体の市町の平均というのを取って、それが1万1,000円何がいというような金額が出たものですから、それに合わせて1万2,000円ぐらいにしたいと思うんですけれども、ということでやらせていただいたので、やみくもに上げたり下げたりということを考えているのではなくてですね、その近隣の状況も踏まえて猟友会さんとの協議を一番に考えて、それでフレキシブルにやりたいということで、今回こういう市長の定める額ということで提案をさせていただいているところとなっております。

○深津晴江委員 それでしたら、例えばですよ、今、先ほどおっしゃったとおり半日、4時間未満だと7,500円、1日だと1万2,000円プラス、じゃあどういときにはアグレッシブに上乗せしていくのかというところを定めて表現していくといいのかなというふうに思うのですが、そこは難しいのでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長 例えば当市の場合、出勤したときということになっておりますので、それが例えば、熊の箱わなのパトロールですとか、熊が箱わなに入ったときだとか、目撃情報があったりと

か、そういったときの出勤になっておりますので、特段、変わった要素というのは、うちの場合は考えていない。1頭捕れたら幾らというのは設定していないものですから、あくまでも出勤したときの経費ということで、このように考えているところでございます。

○深津晴江委員 御説明については理解いたしましたが、この市長の定める額というのは、表現について私としてはちょっと理解できない部分があるかなというふうに思います。

一旦、終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 深津委員から大分質問がありまして、私も経験していますが、こういう条例改正の内容というのは経験がありません。表現が悪いのですが、白紙委任ですね。条例ですから、やっぱり金額を、ある程度目安を決めるというのが本来だと私は思うのです。それで今、内容を聞きましたら、いろいろなことが想定されるので、定額というのが難しいというような説明だったというふうに思うのですが、せめて上限は決めないとですね、あの時ときは何ぼ出した、今度のケースは何ぼでしたっていったら、実際駆除やる人たちも何であの人はあれで、僕はこうなんだって話も出てくる可能性もあるわけですから、きちっとやっぱり定額を決めて、猟友会とこれから相談しますではなくて、猟友会ときっちり話をしてね、方向をちゃんと定めて、条例改正というのは出てくるのが本来じゃないですか。違いますか。

○佐藤岳郎農林水産部長 おっしゃることはよくわかるのですが、やはりこの有害鳥獣対策というのは、非常に4月の頭、いつ出てくるかわからないということもありまして、金額、定めましょう、ちょっとほかの自治体の話ですけれども、いざ何か出たときに、うちはこれじゃできないという話が多分ニュースとかでもあったと思うのですが、そういったことがないようにですね、あらかじめ原課のほうで猟友会と協議をして、すぐに金額が適用できるようにということで、こういう提案をさせていただいたということでございます。

○山田庫司郎委員 それならですね、例えば条例改正の中で、こういう条件のときにこういう形になりますということで、1項、2項とかあってですね、その他、最後にその他市長が認める場合ってやつが条項をうたう場合があるのですよ。そういうやり方

ならまだ理解できるのですが、最初から市長が認めるっていうふうに金額含めて条例改正を出してくるというのは、私はおかしいんじゃないかなというふうにちょっと思うものですから質問させていただいているのですが、その辺どうですか。

○佐藤岳郎農林水産部長 私どもとしてはですね、先ほどこっちと御説明させていただきましたけれども、この報酬職員給与条例、この熊駆除推進員、昭和53年からやらせていただいておりますけれども、その中でですね、そのときの判断ですけれども、その他のものということで、予算の範囲内においてその都度定めるという規定の中で運用をさせていただいていたということもあります。ただ、昨今の情勢を踏まえて、改めて、この熊駆除推進員に携わっている人たちのことも考えて頭出しをしようということで、改めてこの中に頭出しをさせていただいて、ただ金額については、今までどおり私どものやり取りの中で決めていきたいということで市長の定める額というふうにさせていただいたということになっております。

○山田庫司郎委員 いや、実情はわかるのです。実情はわかるけれども、支給する金額、支給する報酬額が、市長が認めるものという事例は経験がないのですが、これは行政がやりますから。相手も猟友会です。これは信頼関係があって、おかしいことをすると僕も思っていないし、今回、やっぱりきちとした形でいろんな部分を見ると、上げてやるべきだとももちろん思います。他町村も含めてそうですから。ただ、いろんな実情の説明は理解はしますけれども、その他市長が認めるものと最初からうたうのは、これ、いかがなものかと。さっき言ったように、その他いろいろな事例があった場合、基本的にはこうだけれども、ちょっと違う状況があった場合は、その他市長が認めるものという条項をうたってね、そこで対応するということもあり得るわけですが、その辺はどうなんですかね。最初から、その他市長が認めるものというふうになってくるのかどうか。

私ばかりしゃべっていてもあれですから、ほかの委員がどういう考えがあるかも聞いていただければと思います。

○佐藤岳郎農林水産部長 この報酬職員給与条例についてはですね、この中にも、例えば選挙ですとか、そういったいろいろな項目がありますけれども、その中でもこういう、そのときに定めなければ

ならないものについては、市長の定める額というふうになっているものも実際にあるのですよね、現時点で。それと同様に取り扱いたいという原課のほうの希望で、こういう取扱いの要綱の提案をさせていただいているものとなっております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 よっぽど支給するのに、複雑で大変な対応があるのだらうというふうに私も理解します。変更して値上げしていくのはいいのですが、ほかにもこういう事例があると言われると私もちょっと勉強不足で、そういうことを認めてきた経過があるのなら、ここでこうやって頑張ってもおかしくなってしまう、矛盾があるのですが、やっぱり条例の決め方があると思うのですが、こういう形でずっとやっているし、他町村もこういう形なんですか。

○佐藤岳郎農林水産部長 他市町村を調べたときに金額のほうは確認しているのですけれども、どのように条例でうたっているかというのは確認していません。ただ、このように非常勤の職員の身分を保障してというのは、あくまでも、熊駆除とか熊のパトロールに当たる人の身分的な保障もそうなのですから、やはり公務災害ということで、災害の適用を受けたいということで、ここに掲げさせていただいているというのが主なものですから、金額的に条例の中にうたってという、インセンティブというのですかね、そういうのは、特に考えていないのですよね。それで、ほかの自治体の部分も結構変わっているんで、それは変更するときに大変だなということは聞いておりますので、それでこういうような形で取扱いをさせていただきたいということで説明させていただいたところです。

○山田庫司郎委員 その他市長が定める額というのは、選挙関係とかいろいろな関係で、この熊の駆除だとか鳥獣の関係というのは、該当していないので初めてだと、内容的にはね。これがやっぱり、ほかの委員がどう思うかあれですが、私としては先ほど言ったような、例えば1万2,000円、4時間未満は7,500円、これがベースですと。これをきちっと定額としてうたって、そして、その他いろんな事情があったときには、その他市長が認めるものとうたえばいいんじゃないですか。

○佐藤岳郎農林水産部長 すみません、この、いろいろなパターンがあるというわけではなくてですね、当市でお願いをするということにおいては、こ

の1万2,000円と半日であれば、簡単に出て何かやっていただいた、朝やっていただいたというものは、半日当という2つのパターンしかないのですけども、ただ、年度においてですね、年度途中だったりとか年度の始まりだったりとか、そのときの予算の組み方とかのときに、猟友会との協議の中で出てきたときに素早く対応したいということで、こういうふうにさせていただきたいということなのですよ。

○山田庫司郎委員 厳しく細かく言うとね、やっぱり値上げとかいろいろなあることも含めて、それは条例改正すべきですよ。予備費じゃないんだから、国の予備費じゃないんだから、自由に使えるっていうことにね、信頼関係があるから私は信用していないわけじゃないけれども、こういうものというのはきちっと決めなきゃ駄目だと僕は思うので、私ばかりしゃべっていてもあれですから、ちょっと納得いきません。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時49分再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑を続行いたします。

○石垣直樹委員 報酬職員給与条例の一部改正についてでございますが、現行鳥獣害対策実施隊員の部分に、今まではその他の項目に入っていた熊駆除推進員を加えて報酬額を6,000円から市長が定める額と変更する議案であるかと思います。

お話の中で、4時間以内7,500円、1日1万2,000円というお話もございましたが、熊駆除に関しては、本当に命の危険性がとても高いと思っております。1万2,000円でも足りないんじゃないかなと。様々な場合があるというお話もございました。箱わなを見に行くだけ、箱わなに入っている熊を見に行くとき、また、市内に熊が出没してそれを見回るとき、いろんな場面がございます。猟友会と都度、相談していろいろ定めていると。報酬に関しても、今回、市長が定める額として、場合によって少しずつ変わっていくものかと思います。これはもう随時、猟友会としっかりと打合せをして、本当に危険な場合はちょっと違うとか、ただの見回りときはこうだとかって変わっていくものという認識でよろしいですか。

○佐藤岳郎農林水産部長 委員お示しのとおりです

ね、いろんな、様々なパターンがあると思います。これからもまた新しいパターンも出てくるかもしれません。そういったときに柔軟に対応したいということで考えてございます。

○石垣直樹委員 それと、もっと細かくいろいろ金額を設定して最後に市長が定める額というのをつければいいという話もございましたが、報酬職員給料条例の中には、その項目ごとにいろんな職名ございますが、そこに1項目で細かくこの場合は幾らって書くような条例ではないという認識でよろしかったですか。

○佐藤岳郎農林水産部長 そのように認識してございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 今、石垣委員の質問でお答えいただいたとおり、私も、この条例の改定の部分では、この表現で賛成いたします。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 今回の条例改正の関係ですけれども、たしか、昨年あたりだか道内でも猟友会と自治体との金額の問題でもめて、結局、猟友会が撤退するということになって大変な事態になったというニュースを聞いておりました。そういったことも、今回のこの条例改正に影響しているのかなというふうに思ったのですが、その辺との関係はどうなんでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長 金額の関係については、今まででもですね、猟友会さんと協議をして決定してきたところでありますけれども、委員お話しのとおり道内のそういった確執、猟友会をないがしろにしたという話もあります。そういったこともある中で、我々としてはやはり猟友会さんを第一に、唯一無二の存在としてですね、そことしっかりと話をしていって決めていきたいということで考えているところでございます。

○松浦敏司委員 猟友会が出動するっていうのは、様々なケースがありますよね。搜索するときにも、熊が出るようなところは付き添うとか、いずれにしても、こういう人達は命がけの仕事であるというのは間違いないところです。先ほど来、質疑の中で、なかなか上限を決めるのが難しい、つまり様々なケースがあるためというようなお話もありました。そういう点では、やむを得ないのかなというような思ひもあります。ただやっぱり、この市長の定める額ということに疑問を抱いている委員もいたという点

で、私自身もその議論を聞いている中で、確かにそういう部分もあると。ただ最終的には、それを入れること自体が逆に混乱のもとにもなるというようなお話も伺って、なるほどということで、私としては、当然、猟友会との関係では信頼関係、あるいは、しっかりとした話合いというのを前提として、基本的には、度を越えるような、理解を超えるような金額になったりということはないんだろうというふうに理解をして、私としてはやむを得ないのかなというふうに判断するところです。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○立崎聡一委員 基本的に賛成という立場でお話しさせてもらいます。

今まで、るる説明がございました。猟友会とのやはりお話し、連携をきちっと進めながら進めていくものだというふうに理解しておりますし、市長の定める額というのが、一定の基準を出さないといけないっていう、何ものもないんじゃないかなというふうに思います。何でしょう、これ幾ら払っても、幾ら出しても、やれる人はやれるけれども、やれない人はやれないっていうことで、両方からいろんな弊害が出てくるんじゃないかなということも考えられますし、それからこれ、何か取ってつけたみたいに、熊のことも急遽載せたのかなという感じもするんですけれども、ただ、実際に被害が出てきているっていうか目撃情報もある、いろんなことがある中で、こういうことは、対応していかなければならないという原課の皆様の御苦労も私は感じますので、これはこのままで賛成していいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに、質疑ございませんか。

よろしいですか。

それでは……

○山田庫司郎委員 るる、ほかの委員からも発言いただきました。

私も上げるのがどうだとか見直すのは駄目だとか、猟友会の関係をどうだこうだって疑っているわけでもないの。ただ、やっぱり条例の決め方というのは、きちっとしたものをやっぱり決めないと市民に対しても私たちは説明責任があるので、これは、市長が定めるので猟友会との話の中で決まった額を出すんだよと。そうなのって話になるかならないかもあるので、きちっとすべきだと。最悪、上限ぐらい決められないのかということと、条例の中に、最後に、その他市長が認めるものということを使うえば、いろんな対応ができるんじゃないかとい

う言い方までさせてもらいました。ほかの委員の皆さんから発言があったように、状況は非常に大きな数、多くのパターンがあるんだと思います。それに応じて支給していかなければならないということで、猟友会の皆さんと、よっぽどこれきっちり話の中でね、ある程度パターンというか、こういう場合は、こういう場合はというのは、ある程度の部分というのは、金額も含めて話しておかなければ、私はないだろうというふうに思うのは、なぜかという、井勘定ではもちろんないと思います。表現が悪い、ごめんなさいね。それで、こっち側の方は3万円もらったけれども、こっちの方が2万円でした。そうしたら、何で俺1万円少ないんだって、これでもめたりはしないのかということも含めてやっぱり基準がある程度ないと、めちゃくちゃにならないのかって心配も含めてあるので、ずっと発言してきたのですが、状況が、あまり金額を決めて上限額を例えば5万円って決めたら、その上限額が独り歩きして、これは困るってということも状況もわかります。そして撃ったからって、もらってうれしい方と、市民からあなたは1頭撃ったらこんなにももらったのって言われる方もいらっしゃる。様々な方がいるので、あまりきちっとした金額を入れないほうがいいっていう、根っこにはそういう考え方もあるのか。ただ心配なのは、やっぱり猟友会としっかり議論してですね、契約をきちっと結ぶと。なるべく細かく結んで、その他、臨機応変に対応しなければならないことは、その他市長が認めるような状況の中で対応していくということを、ぜひお願いできれば、理解をさせていただきます。

○佐藤岳郎農林水産部長 今委員お話しのとおり、やはり猟友会さんのいろいろな気持ちですね、オープンであることによっていろいろ言われて、例えばOSOのときもそうですけれども、撃った方はお仕事をやめられています。そういうことがないようにですね、我々も考えていきたいと思っています。

○井戸達也委員長 ほかに、質疑ございませんか。発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第5号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

深津さん、まだ反対のまま。そこは、はっきりしていただきたいと思います。

○深津晴江委員 根本的に反対はしません。

やっぱり多分、この条例を受けてその次の何というのでしょうか、運用規程とか何かそういうものに関して多分、具体的な金額がある程度やっぱり示されているということを信じまして、この条例については賛成したいと思います。

○井戸達也委員長 それでは、議案第5号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

再開は、11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に議案第1号中、公共交通対策費、自動運転バス実装可能性調査事業について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料1号、7ページを御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算、自動運転バス実装可能性調査事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、自動運転車両による実証運行を見据えた調査を行うため、次の経費を追加補正するものでございます。

2. 補正額、(1)歳出予算は、調査に関する委託料として2,000万円で、財源は全て国庫補助金でございます。また、(2)歳入予算は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

○深津晴江委員 このたび、調査事業ということでございますが、具体的にどのような調査の予定なのかお聞かせください。

○中村幸平商工労働課長 お尋ねのありました今回の調査事業の内容でございますが、まず実証運行というものをするために、地域の安全性といいますか、ここの道路はどのようなリスクといいますか、そういった制限があるでしょうか、そういったようなことを行うための調査でありますとか、それに関連して、機械上、3Dのデジタルマップなど、そういったものを作成するための調査事業となっております。

○深津晴江委員 例えば、市街地のどこを走らすとか何か調査するとか、何かその調査の区域ですとか、何かそういう想定がありましたら教えてください。また、委託料として、今回2,000万円計上されておりますが、その委託先はどこなのかお示ください。

○中村幸平商工労働課長 まず、本事業で想定しております対象のルート、路線についてでございますが、網走バス様とお話をし、まず候補として考えているところにつきましては、つくしヶ丘線及び天都山線ということで、その中でも、網走バスターミナルから約5キロほど大曲方面に行く路線の部分を一つ候補として考えております。また、天都山線、網走駅から北方民族博物館に上がるまでの観光施設巡り路線のルートというものを一つ想定して、その部分を実証運行の候補ルートとして考えているところが一つございます。

事業の委託先につきましては、WILLER株式会社さんを想定しております。調査事業の委託先につきましては、WILLER株式会社となっております。

○深津晴江委員 すみません、私も勉強不足で申し訳ないのですが、WILLERさんというのは、どこの会社でどのような実績があるのかっていうところを教えてください。

○中村幸平商工労働課長 WILLER株式会社様につきましては、国内あるいは国外で自動運転やそういったMaasの関連の交通事業を行っている事業者さんでございます。海外で、例えば東南アジアなどではですね、こういった自動運転の稼働の実績ですとか、その他の地域でも、国内、佐渡ヶ島ですとかそういったところでの自動運転の実証実績ですとか、そういった実績を持っている事業者さんとなっております。

○深津晴江委員 実績がある会社ということなんですが、先ほどお示しいただきました調査のルートについては、いつ頃の予定なのでしょうか。網走はやはり冬場、夏場とは違うところですので、東南アジアで実績があっても北海道でできるのかっていうところは、いかがなんでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 まず、北海道で自動運転というものができるのかどうか、そういったところを含めて、今回、実証運行というものを次年度以降できるようにしていきたいと、そういった計画が3年計画としてございます。まず国のほうでは、自動

運転というものを進めていくということで今回のような補助金がございます、今回はそれを10分の10という補助の補助率があるということもありまして、網走バス様のほうでは、将来的に、この無人の自動運転というものが、人材確保等という観点で地域の公共交通を維持していくためには、こういった技術というのをどのように取り入れていくか。そういったところを想定されて網走市のほうにも御相談をいただいたところでございます。ですので、基本的には、まず、そういったところを前提としながら自動運転ができるものなのかどうか。先ほど委員がおっしゃられましたように、冬季間、積雪、あるいは坂道、そういったところの実際のクリアすべき課題というものが、どういうことがあり、最終的に自動運転というのが網走、あるいは北海道というエリアで本当に可能なのかどうか技術的なところを検証するための実証運行というのは、次年度以降していきたいと。そのための調査事業というのが、今年度という流れで考えております。

○深津晴江委員 私も3月の代表質問で、この点について御質問させていただきましたが、網走市としては、自動運転の方向に進んでいくということで捉えてよろしいでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 網走市として自動運転を進める、進めないということではなく、まず自動運転というものが、通常の人員に置き換わる技術なのかどうか。人員を確保していくのが、今非常に大変であると。網走バスさんとしては、そこが非常に大きな課題である、今後将来的に交通を維持していく上では人員をどのように確保していくか。では、人員を確保し続けることがどれだけ大変なことなのかということで、こういった技術に置き換えることはできないのかというところを事業者様側の取組として発信いただいているところでございます。

網走市としては、今回の補助金のスキームが自治体の申請というところがございます。ですので、今回、網走市の事業として御提案させていただいているところでございますが、基本的には、まず網走バス様のそういった将来を見据えた取組を支援というか、サポートする形で事業を行いたいと考えておりますので、自動運転、網走市が将来的に自動運転を進めていくのだといった趣旨のものではございません。

○深津晴江委員 網走バス様の何というのでしょうか、調査をしたいというところに、自治体として賛

同してやっていくということで、今後、自動運転を活用するかどうかというのは今後ということで、まだ検討をする段階ではないというふうに捉えていきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○中村幸平商工労働課長 将来的には有効な手段となり得るという点で、今、委員のおっしゃった考え方で差し支えございません。

○深津晴江委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 この調査事業、全然反対とかではなくて、せつかくの機会なのでちょっと確認させてください。

私、WILLERの黄色いバスの自動運転の動画を見たことがあったのですが、今回のこの調査しようというバスの予定というのは、トヨタ車ではなくWILLER車なので、電気とかなんでしょう。ガソリンの車なんでしょう。

○中村幸平商工労働課長 車両については、自動運転に適した車両ということで、電気になるかガソリンになるかというところは、現時点では、実際の実証運行の段階で判定していくというか、判断して採用していくことになるかと考えております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。
いいですか。

それでは次に、議案第1号中、観光振興費、酒蔵建設用地整備事業について説明を求めます。

○井上博登観光課長 議案資料8ページを御覧ください。

令和6年度一般会計観光振興費、酒蔵建設用地整備事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、本年8月7日に上川大雪酒造株式会社、大空町、網走市の3者で、観光、産業振興、再犯防止、地方創生分野における取組をさらに拡大させようと連携協定を締結いたしました。連携協定で掲げる目的達成に向け天都山展望台・オホーツク流水館に近接する網走市天都山に酒蔵建設を目指すことといたしました。

酒蔵の建設候補地は、市有地を想定しており、市で当該地の整備を行い、有償の賃貸借契約を締結する予定をしております。ついては、土地の造成測量を行うため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、土地の造成測量設計費、用地分筆測量費の委託料として1,050万円を計上するものでございます。

次に、2の補正額についてですが、歳出予算は記載のとおりで、補正額1,050万円、財源は一般財源1,050万円となっております。

以上で説明を終わります。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 市有地を造成し、そのための測量設計費というようなことで1,050万というふうになっているのかなと思うのですが、市有地を造成するという、その後、その土地は酒蔵に売却するというふうなことなのですか。それとも賃貸になるのでしょうか。

○井上博登観光課長 天都山の土地につきましては、造成後、有償での賃貸借契約を締結することを想定しております。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

それで、その造成地を見て、次のページの地図を見てちょっと不安になったのは、果たしてどこが出入口になるのかなど。この場所、坂道になっていますので、そこにもし取り付けるのであれば、果たしてどうなのかなというふうに思うのですが、その辺はどんなふうな予定なんでしょう。

○井上博登観光課長 そちらの部分については、今後の造成状況等を見極めながらの判断にはなるかと思しますので、ちょっと現時点では、まだはっきりしたことは申し上げられないところとなります。

○松浦敏司委員 では、この一番近くにある大きく曲がる下り坂につなぐとは必ずしもないと。どこに道路を取り付けるかは、今後の課題ということで捉えてよろしいですか。

○井上博登観光課長 おっしゃるとおりで、今後の課題として検討してまいります。

○松浦敏司委員 それはそれとして、今後の課題ということですが、もし、この急な大きなカーブの途中のところに入り口をつけるとすれば、特に冬場は大変、事故のもとになるかなというふうにも思うのと、あとはどういう形で、あと方法とすれば、第2駐車場を通るという方法もあるかもしれないし、あと、逆側に古い昔の道路のようなものもありますから、そこを利用するという方法もあるかもしれませんが、そういった点、何よりも安全性をしっかりと保つ必要があるというふうに思いますので、その辺、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

もう一つちょっと確認したいのは、酒蔵に出入り

する車両というのは、結構大きな車になるのかなというふうに想像するのですが、その辺は原課として今現在どんなふうに捉えているでしょう。

○野口公希観光商工部参事 酒蔵に出入りする車につきましては、今、上川大雪酒造自体が比較的に小規模の酒蔵であります。例えば、大きなものを一遍にどんと運ぶというよりは、かなり小分けにしたもので運んでいるイメージでございます。詳細どのぐらいのサイズの車をどのぐらいの頻度で往来するかという話までは当然しておりませんが、規模感としては、めちゃくちゃ大きい工場で、毎日10トントラックが何回も何回も入るというイメージはございませんので、特段の支障はないかというふうに考えております。

○松浦敏司委員 年寄りの取り越し苦労かもしれませんが、そういったことがちょっと気になったものですから伺いました。

終わります。

○井戸達也委員長 ほかに。

○深津晴江委員 まず、確認なのですが、造成をして貸します。そして、有償で賃貸をしていくということなんですが、ちなみに幾らの金額で賃貸契約を結ぶ予定とか、何かそういうのがありましたら教えてください。

○井上博登観光課長 土地の賃料の部分についてでございますが、こちら土地の造成部分がどれだけの宅地レベルの造成になっていくか等によって変わってきますので、現時点で具体的に幾らという金額は算出することはできないところですが、天都山の周辺の近傍地の価格等を考慮したときには、さほど大きな金額にはならない状況にはなるのかなというふうには考えております。

○深津晴江委員 造成してみないとわからないってことで、その面積によっては変わっていく可能性があるということでは理解いたしました。

それでですね、土地を貸しました。もう建物とか今後のことについては、それは上川大雪さんのほうで全て一任ということで、網走市の持ち出しはないという、補正予算とか予算計上はないという理解でよろしいでしょうか。

○井上博登観光課長 まず、市のほうで土地の造成を行いまして、その後、上川大雪酒造様のほうで酒蔵のほうを建設していただくということになります。基本的には、建設費は上川大雪さんのほうでお支払いすることにはなりますけれども、市の中で活

用できる補助メニューですとか、そういったものによる支援というのは、一つ考えられるのかなとは思っております。

○深津晴江委員 理解いたしました。

この土地の造成測量などについては委託料となっておりますが、その委託先について教えてください。

○井上博登観光課長 これは今後、入札等によって決定されるものだと思いますので、現時点ではまだ事業者さんはわからないといったところです。

○深津晴江委員 入札で市内の業者さんを想定されているということではよろしいでしょうか。

○井上博登観光課長 市内の事業者さんを想定しております。

○深津晴江委員 わかりました。

ちなみに、この入札をして決定したら、いつぐらいから測量などの工事が始まる計画なのか教えてください。

○村上雅彦都市整備課長 これから補正予算がつきますので、それから入札の段取りに入りまして、10月中旬ぐらいには業者さんが決まり、それから段取りをして冬に入る前までには、現地の測量は終わるのではないかと考えております。

○深津晴江委員 了解しました。

早ければ来年建てきて、再来年にはお酒が飲めるという情報がありますので、承知いたしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 聞くのを忘れていました。

造成して、そして賃貸にすることですが、そういった前例というのは、これまでもあるんでしょうか。

○野口公希観光商工部参事 観光の分野に限りませんが、エネルギー関係等で市有地をお貸しして賃料を取っているという事例はございます。

○松浦敏司委員 具体的にはどこがどうなっているのでしょうか。

○野口公希観光商工部参事 例えば、能取漁港の太陽光発電の部分が該当するかと考えております。

○松浦敏司委員 私が言っているのは、もともと造成、能取で言えば、もともと造成はしていましたよね。ただ今回の場合は、木を伐採して、いわば山であるそこを別に市が造成しなくても、それは大雪さんでやる気になればやれるのに、あえて市が造成してそれを賃貸するという、そこがちょっとわからなかったのも、もともと造成をしてあったところを売るのはちょっと違うんですね。だから、そうい

う意味で前例があるんですかという質問なんです
が、それはどうなのでしょう。

○野口公希観光商工部参事 あるかないかというのは、ちょっと詳細にもう1回確認しないとないと言
い切れることはちょっと難しい部分であるのですけ
れども、今までの当市のパターンでいくと、ちょっ
となないのかなというふうに思っております。ただ、
今回につきましては、市内のこれまでの企業誘致の
状況等含めて、ほかの、例えば酒蔵を実際に誘致し
ているところの状況でありますとか、上川さんでは
ありませんが、例えば三千櫻、東川町ですかね、あ
そこのパターンでありますと、自治体のほうが地面
も箱物も自治体が造って、その中にテナントとして
三千櫻を誘致したという経緯がございますので、そ
ういった、他の自治体の事例を踏まえて、先ほど述
べましたとおり、観光振興でありますとか、雇用の
創出ですとか、いろんなものを勘案して、うちのほ
うで造成をして上川に来ていただくと。その上で、
基本的には向こうで建てていただくということで考
えております。

○伊倉直樹観光商工部長 今、参事のほうからお話
をいたしました、それにプラス、補足の説明にな
りますけれども、まず今回は天都山地区、あのエリ
アの回遊性の向上ですとか、あとは関係人口の創出
といった部分と、あと観光客の回遊性をより高める
ということで、天都山地区、そして流氷館の駐車場
の下の麓ということになりますので、そこは観光振
興を促進するという観点から、市のほうで一定の造
成を行って、その上で、建物については事業者さん
のほうでやっていただいてってということで、そうい
った部分もあるということで御説明させていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは次に、議案第1号中、観光振興費、あば
しりオホーツク流氷まつり補助金について説明を求
めます。

議案資料10ページを御覧ください。

令和6年度一般会計観光振興費、あばしりオホー
ツク流氷まつり補助金の補正予算について御説明い
たします。

1の補正の理由及び内容についてですが、本年3
月に第60回の記念開催に向けて、市内金融機関より
受領した寄附金を活用し、あばしりオホーツク流氷
まつり補助金の経費を追加補正するものであります。

次に、2の補正額についてですが、歳出予算は記
載のとおりで、補正前の額1,050万円、補正額500万
円、補正後の額1,550万円、歳入では、産業振興基
金から当該寄附金の繰入金として、補正前の額300
万円、補正額500万円、補正後の額800万円とするも
のです。

以上で説明を終わります。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 寄附を頂いて、大変、心からお
礼を申し上げなければならないというふうに思いま
すが、ここに記載のようですね、60回の記念の流
氷まつりという、オホーツクの流氷まつりです。

それで、500万円を増額するという今回の補正の
提案なのですが、中身的にどういことをするので
500万円必要なんだということになっているのか。
寄附を頂いたので、ただ500万円つけて、これから
何か考えようというふうな状況になっているのか、
非常に失礼な質問ですが、現状をちょっとお話し
いただければと思います。

○井上博登観光課長 まずは、きっかけとしまして
は、寄附を頂いたことによりまして、さらなる記念
事業としての拡充というものがきっかけにはなりま
すけれども、その中で頂いた寄附を活用して、開催
を盛り上げていきたいというような形になっており
ます。あとは、補助金の活用の部分についてでござ
いますけれども、基本的には実行委員会の事業とし
て活用されることにはなりますが、ラジオパーソナ
リティでイベント運営会社の代表も務めていただい
ていますD J 龍太さんにプロデュースのほうを依頼し
まして、出演者のキャスティングを始め、会場内の
レイアウトデザインや各種イベントの企画を今共同
で執り行っているところでございます。具体的な内
容については、現在協議中ではありますが、知名度
の高いゲストの招聘や、昨年好評であったたき火フ
ェスのブラッシュアップ、食を生かした展開のほ
か、流氷トラスト運動の取組を絡めた企画などを60
回の記念開催として多くの来場者に喜んでもらえる
ような催しを考えております。

○山田庫司郎委員 500万円増額して、いろいろ検
討していただくと、ある程度、今説明いただきました。

それで、思い起こしますと50回のときもですね、
雪像は50基、実行委員会としてしっかりと、みんなに
協力をもって50基ちゃんと設置したということの

記憶があるんですが、去年の会場も含めて、実際、流水まつりはどうだったかという、私はちょっと事情があって見られなかったのですが、ちょっと皆さんに聞くと、もう少しという市民の思いが、きっとお祭りの内容についてあると思うので、500万円では足りないかもしれませんが、ここはですね、しっかり60回記念ということも含めて、いろんなイベント、会場もやっぱりあそこってということになるのだろうと思いますが、あそこがいいのかどうかも含めてちょっと議論もありました。エコーセンターの横でやったことも1回ありましたけれども、あれも評価として、よかったという評価も一部であったわけですから、そういうことも含めてですね、実行委員会の中で議論するってということになると思います。やはり市が核になって実行委員会の中でもですね、あまり引っ張り回すと、これは大変なことになりますけれども、しっかりその辺の位置づけだけは、市の位置づけだけはちゃんとしてですね、しっかり60回の記念の流水まつりの実行、実施していただきたいと思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和6年度一般会計補正予算中、観光商工部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に議案第1号中、建築総務費、住環境改善補助金について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の11ページを御覧願います。

令和6年度一般会計建築総務費、住環境改善補助金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本補助金は、住環境の改善を目的とし、市民が住宅の改修を行う場合に、その費用の一部を助成するものであります。今後も予想を上回る申請が見込まれることから、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途は、住環境改善工事費に係る補助金で、金額は1,500万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が2,300万円で、補正額が1,500万円、補正後の額が3,800万円となり、財源内訳及び歳入予算は記載のとおりであり

ます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 この住環境改善補助金、エアコンもそうでしたか。エアコンは違いました。

○小原功建築課長 エアコンについては、本年度拡充として対象としたところでございます。

○澤谷淳子委員 では今、実績として何件ぐらいあって、今後、何件ぐらいの予想でこの追加補助になるのでしょうか。

○小原功建築課長 ただいま、まだ審査中のものもございまして、8月28日時点の件数で御報告させていただきますが、エアコンにつきましては、単独で427件、一般の改修工事と併せて行う部分もございまして、それが19件ありまして、合わせて446件が今のところこの補助を活用されて設置されたという状況になっております。今後についてですが、補正の額にも反映させておりますが、エアコンの上限額3万円を60件分というふうな予算計上をしております。

○澤谷淳子委員 私も多くの方に、自分もCMもしましたけれども、向こうから何か使えるお金はありませんかという相談を受けていましたので、大変、合計446件というのはよかったなと思っています。

すみません、感想だけでした。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 この件数が増えてきているというのは大変喜ばしいことかなというふうに思いますが、いろいろエアコンがこれだけ、やはりニーズが高いということがわかりましたので、物自体とか、あるいは申請したけれどもつけられていないとか、今、電気工事関係の方たちも手いっぱい、なかなか回れないっていうお話、時々聞きますが、希望者がつけられていないっていうことはないのでしょうか。

○小原功建築課長 電気事業者、市内の本当の町の電器屋さん等にも今実際に申請を上げていただいているところですし、市内の事業者を活用された場合については、ほぼほぼ皆さん申請されているのかなというふうには考えております。続けてですが、本エアコン設置の対象となるのは、市内の電気工事屋さん、または製品としては市内の事業者から買われた方、こういった方が対象となっているところでご

ざいます。

○深津晴江委員 申請に今の要件があるということは理解いたしますが、市内の業者さんが、手がなくてつけられていないっていうことはないでしょうか。

○小原功建築課長 6月に申込みされた方については、1か月半ぐらいかかるというふうな状況もあったと聞いておりますが、ほぼ、今9月に入った段階ですので、設置については大方、完了しているというふうには考えております。

○深津晴江委員 今年の夏、それほどの暑さではなかったので助かったかなというふうに思うのですが、エアコンは分かれていたのですが、19件という住宅改修などについては、この件数については増えているのか変わらないのか、いかがでしょうか。

○小原功建築課長 一般改修や空き家の改修の中で設置された方が19件だったんですけれども、一般世帯でいきますと170件、改修された方もいらっしゃるまして、昨年の同時期と比べますと、ほぼ同じような件数、金額という状況でございます。

○深津晴江委員 理解いたしました。

やはり当初を上回るっていうのは、エアコン設置が主に大きいというふうに理解して、市民の暮らし、健康を守るという視点でも、大変有意義な事業であったのではないかなというふうに理解いたします。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和6年度一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、今定例会で付託されました要請の審査を行います。

それでは、市町村議会における「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」提出要請について審査をいたします。

この要請について、皆さんの御見解をお示しいた

だきたいと思います。

○松浦敏司委員 いつもここで、私どもが問題として考えているところですが、意見書の中で3番、高規格道路についてというようなことで書いてあります。本来であれば、私どもは、ここは一番引っかかるところなので、削除していただければ文句なく賛同したいところなのですが、ちょっとその辺、検討していただければというふうに思います。

○井戸達也委員長 その意見を踏まえて、ほかの委員の御見解をお示しいたきたいと思います。

○澤谷淳子委員 本当に、この国土強靱化、松浦さんは高規格道路が抜ければと言っていたのですけれども、それも含めてこの意見書は採択でいいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに。

○石垣直樹委員 松浦議員から3番を削除してほしいと、高規格反対というお話がございましたが、能登半島地震でも道路の大切さが十分にわかった現実となっております。ダブルネットワークの構築、これが災害時には本当に重要なことだということを改めて認識しました。前も、このことはお話しさせていただきましたが、この件に関しては全てそのままで採択。

○井戸達也委員長 ほかに御見解をお願いいたします。御発言ございませんか。

ほかに不採択の方おられませんか。不採択の方の御発言はございませんね。

○山田庫司郎委員 私は採択すべきかというふうに思いますが、松浦委員がですね、3番の「新広域道路交通計画に基づき」という部分を削除という話だと思うのですが、そのあとの文言はいいということでもよろしいですか。3番全部。

○松浦敏司委員 基本は全部なのですけれども、ただそうは言ってもというふうには思います。ただ昨年、その辺は私も一応、この部分も含めて最終的には賛成をした経緯があります。ただ一応、意見として述べさせていただいて、意見はあると、そういう意見はあるけれども、皆さんの意見に従わざるを得ないなというふうに思いますので、わかりました。そういうことで、賛成します。

○井戸達也委員長 今、松浦委員のほうから御発言がありましたので、この件について、全会一致により採択すべきものと取り扱いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

確認ですけれども、市町村議会における「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」提出要請については、全会一致により採択すべきものと決定をいたします。

理事者退席しますので、ここで一旦、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、継続審査となっていた要請の審査を行います。

今回で2回目の審査となりますので、結審に至らない場合は審議未了、廃案となります。

それでは、次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書提出要請について審査をいたします。

この要請について皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これは、私どもが提出させていただきました。

3月26日に日本、イギリス、イタリアが共同開発、生産する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を可能にするという閣議決定を行ったということで、これは過去の三木内閣において、国際紛争を助長しないと。日本は、武器輸出三原則を掲げ、国際紛争を助長しないというふうに言っております。事実上、武器輸出を全面禁止し、1981年には、衆参両院で厳格な運用を求める決議を全会一致で可決したと。これ前日も言っているかと思うんですが、そういう意味で今、日本国憲法の9条との関係からいってもやはり、これはやるべきでないということなので、ぜひ賛同していただいて、国にしっかり平和を守るためにも、これはすべきでないということを求めるべきだというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに。

御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 こちらは、前日も申し上げましたとおり不採択をお願いいたします。

今、松浦委員のほうから、第三国への結局、輸出が許されてしまうのが非常に危険であるというような意図だったと思うのですが、ここの第三国の輸出がちょっと誤解があるようで、もともとこの輸出先っていうのは、日本のように国連憲章の目

的と原則自らは攻めない、防衛のみに適した使用を義務づける国際約束の締結国に限定するものです。だから、アメリカ、イギリス、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、何だっけ、イタリア、インドネシアなど15か国に決まっているんです。なので、その国たちが日本と同じように、戦闘機の輸出を受けてなったとしても、自ら、何というのでしょうか、戦争のほうに、何というんだ、自分から攻撃するということがないということがわかっているものに限っているんで、こういう、意見書、何でしたっけこれ、この要請は不採択でいいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○深津晴江委員 これに関しましては、日本はやはり、いかなる状況でも戦争をしない、それに加担しないっていうところを一貫して持つべきだと思いますので、この要請に関しましては採択の方向でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○山田庫司郎委員 私もですね、ここに書いてあるように、本当に日本は武器を輸出しないと。三木内閣のとき含めて憲法9条の平和憲法の下にこういうことをやってきたんですが、どっかの時点でこの辺がなくなってしまってますね、今、澤谷委員からもありましたけれども、戦争しない、相手を攻めない国に輸出するんだということなのですが、日本も戦争はしないことに憲法的になっていますが、アメリカがどこか攻撃されたら攻撃するんですよ。そういう今流れなのです。だから、しない国だから輸出できるということではなくて、平和憲法の下に、9条の下にきちっと守ってきた日本ですから、日本がどうだっていうことは、日本の中で議論しなければなりません、また、これ武器を輸出するっていうことは私はもってのほかだと。憲法の下ではね、今の。私は、やっぱりこれは採択をすべきだというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○立崎聡一委員 いろいろ御意見があるかと思いますが、私は澤谷さんの意見に賛成させていたきたいと思います。

基本的に平和を守るべきということは絶対条件だと思いますので、その趣旨、物の取り方なのでしょうけれども、そこをどういうふうに理解するかによって、やっぱり考え方とか見方が変わってくるんだろうなというふうに思います。

これ、戦闘機というふうにはなっておりますけれども、これ、逆に技術というふうに考えてしまえば、それで終わってしまうんじゃないかなというふうに思いますので、いずれにしても、この件については不採択でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 御発言、ほかにございませんか。

現時点において、採択、不採択と分かれておりますけれども。

○石垣直樹委員 前回もこの件についてお話しさせていただきましたが、第6世代の戦闘機開発に関わる重要な部分であるかと思います。

現在、フランス、ドイツ、スペインでの開発、またアメリカ単独での開発、ロシアにおいては、第5.5世代、もしくは6世代と言われているのですが、開発が進んでおります。中国においても、インドにおいても、単独で第6世代の戦闘機の開発が行われています。そこで日本においては、日本、イギリス、イタリアと3か国で協定して英国主導の下、BAEシステムズ・テンペストと日本のF-Xプログラムを統合したグローバル戦闘航空プログラムにおいて開発が進められておるところでございます。2030年に初号機の製造、35年には初号機が納入される予定となっておりますが、この開発において、このような要請が通ってしまうと、他国に遅れを取ってしまう懸念がございますので、この要請については不採択と考えております。

○井戸達也委員長 それでは、取りまとめたいと思いますけれども、次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書提出要請については、全会一致を見なかった、意見の一致を見なかったため、審議未了、廃案すべきものと、このように取扱いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○井戸達也委員長 次に、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出要請について審査をいたします。

この要請について、皆さんの見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 我が国は、人類史上初めて核兵器を違法にも落とされた国、唯一の戦争被爆国です。

だから、被爆者をはじめとして、戦後、核兵器廃絶の運動も起きて、そしてそれが世界に広がり、

今、核兵器禁止条約というものが国連の中でもできたという、被爆者の命をかけた中での闘いによって、そういうところまで来たという点では、非常に尊敬するところであります。

今現在、今年の1月時点で署名が93か国と、70か国が批准しているということで、核のない世界というのが今、世界の中でも叫ばれているということでもあります。しかし残念ながら、核兵器の使用を進めようとする勢力もまた出てきているということがありますが、非常に残念です。ただ、やっぱり日本という国は唯一の戦争被爆国として、政府は、この核兵器禁止条約への参加、署名、そして批准というのをやる、そういう義務を持っているんだというふうに私は思います。そういう点で、ぜひこの意見書を採択していただいて、国にそのことを求めるべきだというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 これも、前回と同じ理由で不採択でいいと思います。

今、松浦委員の言っている過去に被害を受けた国ですから、本当に誰だって思っていることは同じだと思いますが、一応、公明党の、今の政権を担っている責任政党としての考えは、やはり昨年、ニューヨークで2023年の12月に核兵器禁止条約の締約国会議というのがあったんです。そこに、やっぱり皆さんで、核兵器は禁止だよっていうお話があったところに、オブザーバー国も35か国参加していました。それで、ただ日本はまだ、このオブザーバー国としても参加していなかったもので、ぜひ今年また締約国会議が開かれる際には、まず日本もこれに参加して、その中の話合いで核なき世界への、それを目指していこうというものに参加していきたいという考え方を公明党は持っているもので、本日のこの意見書には不採択をお願いします。

○山田庫司郎委員 何だかんだではないのですよ。

やっぱり核は悪いというのは、みんなわかっているんです。日本は唯一、大変悲しいこういう経験をしたという国です。確かに、アメリカに日米安保条約の中で、そして核を持っている国がここに入っていないということを理由にして、日本は署名も批准もしません。今言われたオブザーバー参加もしないと。これでは、私はおかしいというふうに思います。何が何でも日本は署名をまずして、そしてオブザーバー参加より署名をまずしてですね、核のない

世界を求めていくということが、先頭にならなければならない国だというふうに私は思っていますから、オブザーバー参加の話もありましたけれども、ぜひ国には署名をしてですね、ここの核の禁止条約へきっちり参加をしていくということの意思表示をするように、網走市議会として、私は要請を採択してですね、意見書を提出していくべきかと、こんなふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに。

○澤谷淳子委員 追加で申し訳ありません。

本当に今、山田委員もおっしゃっていますように、みんな誰も核はもうなくていいと思っているのですけれども、やはり、繰り返しになりますが、政権与党として、まず、この禁止締約国会議のオブザーバー参加することをまず目指して公明党は進めていきたいということです、それを否定しているわけではないんです。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○石垣直樹議員 この要請は、ぱっと見たらすばらしいと思うのですが、現在の日本の立場、考えは、前回も言いましたけれども、核兵器禁止条約について核兵器のない世界という大きな目標に向け重要な条約ではあるが、核兵器保有国はこの条約に一国たりとも参加していないのですよね。アメリカ、ロシア、中国などの保有国が参加していない。そこに日本が加わって議論しても、実際に核廃絶にはつながらないという考えを持っています。日本としては、核兵器保有国と非保有国の双方が加わるNPTですね、核拡散防止条約の再検討会議の枠組みなどを通じて、唯一の戦争被爆国として双方の橋渡しとなり、現実的に、核軍縮を前に進めることを優先する立場ですという考えでございますので、これに関しては不採択という考えです。

○井戸達也委員長 皆様から、ほかに発言ございませんか。

採択、不採択という形で分かれておりますけれども、この核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため、審議未了、廃案とすべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、意見書案配付のため暫時休憩いたします。

午後0時07分休憩

午後0時08分再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

意見書案の内容についてですけれども、市町村議会における「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」の提出については、確認をいただきたいと思いますけれども、原文のままということで、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、秋季視察について協議をいたします。

まず初めに、秋季視察を実施するか否かについて御発言をいただきたいと思います。

○深津晴江委員 多分、まだまだ知らなかったり、あるいは変化があるところがあるかと思いますので、実施の方向で進めていただければと思います。

○井戸達也委員長 ただいま、深津委員のほうから実施ということで御発言がありましたけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次にですね、視察の項目について案がございましたら御発言をいただきたいと思います。視察先、項目について。具体的にどういったところを視察したいかと。

○澤谷淳子委員 私、やっぱり今、何だっけ、麦乾施設、建物は外観からは見たことはあるんだけど、中の視察見学っていうのは、私は行ったことがないので、ぜひ視察させていただきたいと思いました。それと同時に、小麦関係の港の集出荷施設ですね、そこも見てみたいなと思っております。

○井戸達也委員長 ほかにございますか。

○深津晴江委員 今、澤谷委員御提案のところで、あと、可能かどうかっていうところはHACCPの関係であるかと思いますが、今、サケが揚がってきていると思いますので、そのところについても見たいのと、あと下水道管、たしか今、修繕というか交換しているかと思うので、もし、その現場が定期的に合えば見学したいのと、あと水道関係で、水源地など可能な範囲で見られればなというふうに考えます。

○石垣直樹委員 可能かどうかはあると思うのです

けれども、能取漁港でホタテ稚貝のへい死がありましたので、観測機器を設置しておりますが、現在どのような状況なのか。作業の邪魔にならないように、可能であれば見てみたいというふうに思っております。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、実施については10月になろうかと思えますけれども、10月はいろいろとですね、もう予定が入っている部分がありますので、日にちが限定されますが、その辺の日程につきましても正副のほうで調整しながら、そして、ただいま出された視察先についても調整を図りながら予定を組みたいというふうに思いますが、その辺について正副一任ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それが決定次第、皆様にお知らせする形にいたします。

秋季視察については以上でございます。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からとなります。

午後0時13分休憩

午後1時00分休憩

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここからは、所管事務調査を行います。

それでは、網走海浜サケ・マス釣りルールに係るパブリックコメントの結果について説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 それでは、資料1号を御覧ください。

網走海浜サケ・マス釣りルール（案）に関わるパブリックコメントの募集結果について報告させていただきます。

意見募集期間につきましては、令和6年8月14日水曜日から令和6年8月28日水曜日、今回、意見提出された件数につきましては92件でございまして、市内が22件、市外が70件となっております。

意見の概要としまして、まず今回、策定するルールについて反対という意見はございませんでした。一方で総論賛成、各論で御異議のある方がいらっしゃいまして、捕獲尾数の3尾について反対であるという意見が21件、釣りざおの本数3本について反対である意見が7件、それから、リリースの禁止について反対であるという意見が5件、そのほかです

ね、ライセンス制の導入を希望するという意見が28件来ておりました。

以下、主な意見と市の考え方をまとめたもので、今回、大きく17件に分類をして、今後このような形でホームページで意見の概要、それから市の考え方について掲示をさせていただきたいと思っております。

それでは、主な意見の中で件数の多いものについてちょっと抜粋をして私のほうで御説明したいと思います。

まず、番号2番「捕獲尾数3尾の理由は？少ないのでもっと増やしてもらいたい。」という意見ですけれども、こちらに対する市の考え方としましては、まず先行しています網走沖のサケ船釣りライセンスの捕獲尾数が5匹で年間の釣りの人口が6,500人です。これはですね、捕獲尾数を試算しますと3万2,500尾となります。一方、沿岸の釣り人の人数は3万5,000人でございまして、平均釣果が1尾から2尾となるため3万5,000から7万尾と試算されます。さらにですね、沿岸から釣れる魚につきましては、沖の魚よりも川に遡上する確率が高いため、再生産に寄与する可能性が高いと見られております。また近隣の自治体、これ斜里町、小清水町ですけれども、連携した取組をするためにも3尾としておりますので、御理解いただきますようお願いいたしますという考えを示したいと思っております。

続きまして、次に反対意見が多かった釣りざおの本数3本反対についてですけれども、意見の7番を御覧ください。資料2ページになります。「ぶっ込み釣りのさお数を制限すると逆に釣り人が増えて迷惑駐車が増えるのでは？」という意見です。

これに対しましては、釣りざおの本数規制の理由は前述のとおりです。これ後からお話しします。また、釣り人を減らすことが目的ではありませんが、迷惑駐車は絶対にしないでいただきたいということ。駐車スペースが仮に確保できない場合は、駐車できるほかの場所へ移動する、またはその日の釣り中止を検討することが釣り人のマナーと考えるという意見を示させていただきます。

続きましてリリースについて反対という意見でございます。「ゲームフィッシングとして楽しみたいのでリリース禁止は納得できない。」それから6番「リリース禁止にすると色がついたホッチャレのオスを釣った場合、捨てていく人が増えるのでリリースを認めるべき。」という意見がございました。

まず5番に対しましては、キャッチ&リリースは

ゲームフィッシングの世界では認められた行為ですけれども、そのためには、返しのない釣針を使ったり、取り込みのときにネットを使ったり、魚を水面から取り上げずに水中に放すなどいろいろな手法がございます。しかしながらサケ・マス釣りの場合は、特にぶっ込みという手法で釣る場合に、砂浜に魚をずり上げるのは一般的な取込方法でございます。また、浮きルアーにつきましても、混み合った釣り場でネットを用いて魚を傷つけずにリリースすることが非常に危険で困難であること。また、釣り自体が産卵のために岸寄りした魚に与える影響というものも不明でございます。さらに、イクラを目当てに雌だけを持ち帰りたいという方もいらっしゃいますので、そういうことが横行する可能性もあるということで、網走ではリリースをやめていただくようお願いをしたいと思います。

続きまして、6番「リリース禁止すると色がついたホッチャレのサケを釣った場合、捨てていく人が増えるのでリリースを認めるべき。」ということですけれども、釣り上げた魚を捨てることは、そもそも不法投棄となって法律で罰せられます。またですね、命を無駄にせずには釣り人の責任として、当たり前話なんですけれども、持ち帰りおいしく食べていただきたいという考えを示したいと思ってございます。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、3番「サケ・マス資源の減少は釣り人が原因ではないのではないか」という意見です。こちらなんですけれども、市の考え方としましては、資源減少の原因の全てが釣り人によるものとは、当然考えてございません。現在のサケ・マス資源は、ふ化放流事業に支えられておりまして、川で親魚を捕獲し稚魚を育て放流しています。しかし近年、他地区と比較して、資源が多い網走でも時期によっては、親魚、卵を捕る魚がですね、潤沢に採捕できないことが発生しております。さらに、全国的にサケ・マス資源が減少しているため、網走や斜里など他地区と比較して資源が安定している河川は、道内のほかの地区にも受精卵を提供してございます。漁業者はですね、親魚を確保するために、定置網を例えば岸から300メートル離して河川に遡上する魚を保護したり、当然、川からも網を離して設置してございます。また、親魚が十分に捕獲できない場合には、網を揚げるなど様々なルールを設けてございます。同じ魚を利用する釣り人の皆さんにも、資源を持続的に利用

するためにルール、これ先ほど2番でお話ししていただきますけれども、釣りざおの本数、これがそこに当たりますけれども、それから捕獲尾数の制限を守っていただくようお願いいたしますという回答をしたと思っています。それから、1ページ目の1番になりますけれども、「罰則規定がなければ実行力がないのでは？」という意見も頂いてございます。今回、うちで挙げていますルールの中では禁止とキープと二つありますが、禁止は、法的に禁止された事項で罰則規定がございます。一方で、守る、キープについては罰則はありませんが、釣り人がサケ・マス資源を地域とともに持続的に利用するために必要な事項となっております。法的規制や罰則はありませんが、網走で釣りをされる方には、これを守っていただきたい内容でございます。またですね、このルールについて守られない場合には、市としても今後、厳しい罰則などについて国や道などと協議を行いたいと考えてございます。

続きまして、資料4ページ目11番でございます。場所取りの問題です。「場所取りがひどすぎる。きちんと取り締まってもらいたい。」これに対しましては、さおやダミーざおによる場所取りは不法行為であり、発見した場合は撤去を行っています。また、網走海浜クリーンアップ作戦など警察や関係機関と一体となった取組を実施しております。今後も同様の運動を行っていくと予定しておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

それから、同じページの13番目「ライセンス制を導入すべき。」ということです。現状の課題を解決するためには、船によるサケ釣りライセンス制と同様に、沿岸からのサケ釣りを禁止とした上でライセンス制を導入することが理想であると考えております。本件については、法律を所管する国や道と協議が必要ですが、前例がなく実行も容易ではないため、すぐに導入することは困難というふうに言われてございます。今回のルール策定後に釣り人のルール違反の状況を見ながら、近隣自治体とともに国や道とライセンス制（＝法的規制）に向けた協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから14番「年間3万5,000人も来るのであれば積極的に観光資源として活用すべきでは。」という意見も頂いてございます。サケ・マス遊漁は、北海道オホーツク地域ならではの体験型コンテンツとして魅力があることは理解してございますが、観光資源とするには地域との問題が多いというふうに受

け止めてございます。また、地域課題の解決に向けたルールへの浸透、これ今回、策定するルールでございますけれども、こちらの浸透がまずは必要だということで、本ルールについて御理解、御協力をいただきますようお願いいたしますという回答といたします。さらに本件につきましては、今回、提言をいただいた委員会の中に観光協会も入っておりますが、観光協会のほうでも現状では、観光コンテンツとするには、時期尚早というような旨の意向が示されてございます。

以上、17件あるうちの主立ったところ8件、私のほうから説明させていただきました。

以上でございます。

○井戸達也委員長 この内容について、何か質疑でございますでしょうか。

○山田庫司郎委員 日常大変多忙な中、まとめていただいてありがとうございます。

これからホームページで出すというお話でしたから、関係者はもちろんですが、市民の皆さんにもぜひ周知をしていかなければならないというふうに思っています。それでここにもあるように、守らない場合の罰則がどうだとか、守らないのではないかという不安も含めてですが、キープということを前面に出して、やっぱりきっちり守っていきましようという呼びかけだというふうに思うのですが、ただ、どこまでやるかなのですが、監視という言葉がなじむかどうかですが、たまに歩いてチェックをするようなことというのは、どこかの部分で考えているのか、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 これ、前回のルールの策定に関わるところでもお話しておりますが、キープの部分については、あくまでもお願いベースですので、運動という位置づけでどんどん広めていかなければならないと思っています。その中で、まず期間中、2回はですね、かなりの人数を集めて、関係機関を集めまして、砂浜を歩いて釣り人にパンフレット、それから今考えているのが、今回、場所によっては携帯トイレブースを設置しますので、携帯トイレをですね、その利用を促すという意味でもそういうものを配って周知を行いますとともに、必要に応じて、ちょっと今の段階では何回ということまではなかなか言えないんですけれども、できる範囲内で砂浜を見回って、釣り人の方に周知を行いたいというふうに思っております。

○山田庫司郎委員 大変だと思いますけれども、そ

の辺、できる限りの対応を含めてお願いさせていただきたいのと、やはり将来的にはライセンスを取ったらどうだということ、結構、助言していただいているというふうに思いますが、これはこれから新たな部分ですから相当時間を要するんだろとこんなふうに思いますんでね。ただ、将来については、そういうことも含めると、遊漁料は海面ですから取れないということなので、内水面と違うと。それで今年からやりだしますので、様子を見てということにももちろんなと思いますが、釣り人同士のチェックといいますか、やっぱりお互いが見ながらそれは駄目だよっていうようなことができるようになればすばらしいのですけれども、その辺も含めてPRをしていただけるとということなので、大変でしょうがよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 1点補足させていただきます。すみません。

ルールにつきましては、今回、パブリックコメントを頂いたのですけれども、釣りざおの本数、それから捕獲尾数反対の意見ございましたが、今回ですね、私どもが当初提案した3本3尾、またその他の理由についても、覆されるだけの十分な意見はなかったという認識です。逆に言いますと、きちんと理由をつけて返答できているという認識でございますので、当初の予定どおり、ルールにつきましては、先日、御提示させていただいた内容で施行、周知していきたいというふうに思っております。今の予定では、本日、この結果もお話ししましたので、本日の夕刻にもホームページ等で周知を開始したいというふうに思っております。

以上です。

○井戸達也委員長 それではこの件については、また必要に応じて委員会として調査をするという形を今後取っていきたいと思いますけれども、それよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後1時14分閉会